

2023 年 5 月

GX 推進法の成立と各企業の脱炭素戦略への影響

弁護士 宮川 賢司 / 弁護士 藤木 崇 / 弁護士 藏野 舞

Contents

- I. はじめに
- II. 背景
- III. 政府による GX 推進戦略の策定
- IV. GX 経済移行債の発行と化石燃料賦課金・特定事業者負担金の導入
- V. むすび

I. はじめに

2023 年 5 月 12 日、衆議院を賛成多数で可決したことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」又は「GX 推進法」という。）が成立した。これは、2023 年 2 月 10 日に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」（以下「ロードマップ」という。）¹に基づき、必要な法制度上の措置の一部を講ずるための法律である。

以下本稿では、GX 推進法の概要と各企業の脱炭素戦略への影響について概説する。

II. 背景

日本政府は、パリ協定に基づき 2030 年度には二酸化炭素等を含む温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出量を 2013 年度から 46%削減するという目標（Nationally Determined Contribution）を掲げており、また 2050 年度にはカーボンニュートラルを実現する旨宣言している²。第 6 次エネルギー基本計画においても、その旨がうたわれている³。

¹ https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf

² 日本の排出削減目標（令和 4 年 10 月 25 日 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html

³ エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_01.pdf

以上のような GHG の排出削減のみならず、日本経済を再度成長軌道へ戻す起爆剤としても、また資源の乏しい日本においてエネルギーの安定供給を図るためにも、日本企業の有する脱炭素技術の強みを活かし、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換する「グリーントランスフォーメーション」(以下「GX」という。)の加速が今注目されている。

GX 実現に向けた施策を検討するため、2022 年 7 月より GX 実行会議が開催の上議論が重ねられ、上記のとおり 2023 年 2 月 10 日にロードマップが策定・閣議決定された⁴。

ロードマップにおいて、政府は 2050 年度カーボンニュートラルをはじめとする国際公約の達成と、産業競争力強化・経済成長の同時実現のために、今後 10 年間に 150 兆円超の GX 投資を官民協調で実現する必要があるという試算を示している。そのためには、国として長期・複数年度に渡す支援策や規制・制度的な措置の見通しを示し(いわゆる規制・支援一体型投資促進策)、民間事業者の予見可能性を高める必要があり、ロードマップにおいては、それに掲げられた施策のうち、特に法的措置が必要な施策や法案に明記すべき事項について言及されている。GX 推進法は、それらの事項に関する法整備の一つといえることができる。

なお、GX 推進法の成立に先駆けて、各企業による自主的な取り組みを促進する制度として GX リーグ⁵が 2023 年 4 月から本格始動している。GX リーグは、カーボンプライシングの一種としてのカーボン・クレジット取引等を通じて各企業による脱炭素の取り組みを後押しするものであり、GX 推進法も GX リーグも「日本政府によるカーボンネットゼロを目指す」という意味では同一の目的を有するものといえる。

III. 政府による GX 推進戦略の策定

下記 III 1. 及び III 2. において紹介する事項は、各企業が、自らの設備投資等のみではまかない切れない部分について政府が各種サポートを提供することにより、企業の脱炭素投資を後押しするものといえる。各企業としては、政府による各種サポートを加味して、脱炭素投資を検討することができる。

1. 政府による GX 推進における施策内容の明示

政府は、GX に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために脱炭素成長型構造移行推進戦略(以下「GX 推進戦略」という。)を定めなければならないこととされている(法第 6 条第 1 項)。GX 推進戦略において定められるべき事項としては、GX に関する目標、基本的方向、GX に向けて高い政策効果を見込む事業分野や支援措置に関する事項、GX 推進法に規定する各施策に関する事項、GX 推進戦略達成状況の評価に関する事項が挙げられる(法第 6 条第 2 項)。

2. GX 推進に重要な事業分野に関する事項・支援措置に関する記載に注目

GX 推進戦略について実務上注目すべき点として、GX 推進戦略中において、GX に向けて高い政策効果を見込む事業分野に関する事項と、GX に向けた支援措置が記載される点等があげられる。GX

「4. 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応」以下等。

⁴ ロードマップに関する具体的な解説については、宮川賢司・藏野舞『「GX 実現に向けた基本方針」にかかる閣議決定(2023 年 2 月 10 日)」商事法務ポータル・2023 年 2 月 28 日)が詳しい。

⁵ GX リーグ及びカーボン・クレジット取引の詳細については、下記 Newsletter 参照。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/230221.pdf

推進戦略上で記載される特定の事業においては、税制上の優遇措置、補助金の導入といった施策の実施が見込まれ、事業者としては新規ビジネスの実施・検討にあたり非常に重要な項目となる。

具体的にはロードマップ上で具体的に言及がある事業分野⁶がこれに指定されることが予想される。これらの事業分野については今後これを推進する政策が採用されることが考えられるので、今後の事業に対する投資・融資やそれらに関する法制度の新設・変更については注意が必要であろう。

IV. GX 経済移行債の発行と化石燃料賦課金・特定事業者負担金の導入

下記 IV 1. において紹介する事項は、各企業が、自らの設備投資等のみではまかない切れない部分について政府が各種サポートを提供することにより、企業の脱炭素投資を後押しするものといえる。一方下記 IV 2.において紹介する事項は、炭素排出について賦課金等の経済的負担を課すものであり、カーボンプライシングの一種といえる。日本経済として、中長期的には GHG を一切排出しない企業活動を目指すとしても、その過程において化石燃料の利用を停止することは難しい。しかし、化石燃料の利用を検討する際には、下記の賦課金等の負担も加味して検討する必要がある。

1. 今後 10 年間で 20 兆円規模の GX 経済移行債の発行

長期的な投資の促進及び民間事業者の予見可能性の向上のため脱炭素成長型経済構造移行債（以下「GX 経済移行債」という。）が発行される（法第 7 条）。

GX 経済移行債は 2023 年度から 10 年間で 20 兆円規模の先行投資であり、GX 推進に関する施策に要する費用の財源として使用される。

ロードマップによれば、民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両方に貢献する分野について技術開発・設備投資を支援することを国の投資促進策の基本原則としてすることと定めており、具体的に①以下の基本条件を満たすものを対象とし、②産業競争力・経済成長に係る A～C の要件と、排出削減に係る 1)～3) 要件の双方について、それぞれ一つずつを満たす類型に適合する事業を支援対象候補として、優先順位付けを行うこととされている。

（基本条件）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">I. 資金調達手法を含め、企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とすること。II. 産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献するものであり、その市場規模・削減規模の大きさや、GX 達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位を付け、当該優先順位の高いものから支援すること。III. 企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置と一体的に講ずること。IV. 国内の人的・物的投資拡大につながるもの（資源循環や、内需のみの市場など、国内経済での価値の循環を促す投資を含む。）を対象とし、海外に投じる設備投資など国内排出削減に効かない事業や、ク |
|---|

⁶ 具体的には①製造業の転換（燃料・原料転換）、②再生可能エネルギーの主力電源化、③原子力の活用、④水素・アンモニアの導入促進、⑤蓄電池産業、⑥運輸部門の GX 化、⑦脱炭素目的のデジタル投資、⑧インフラ（空港、道路、ダム、下水道等の多様なインフラを活用した再エネ導入の促進やエネルギー消費量削減の徹底や、脱炭素に資する都市・地域づくり等の促進等）、⑨カーボンリサイクル/CCS などが挙げられている。

レジットなど目標達成にしか効果が無い事業は、支援対象外とすること。

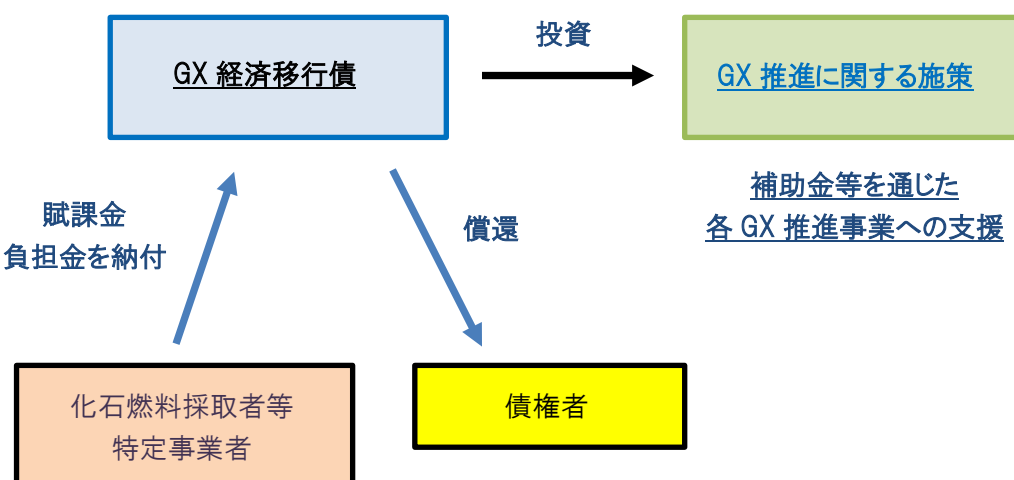
(産業競争力強化・経済成長)

- A. 技術革新性または事業革新性があり、外需獲得や内需拡大を見据えた成長投資
- B. 高度な技術で、化石原燃料・エネルギーの削減と収益性向上(統合・再編やマークアップ等)の双方に資する成長投資
- C. 全国規模の市場が想定される主要物品の導入初期の国内需要対策(供給側の投資も伴うもの)

排出削減

- 1) 技術革新を通じて、将来の国内の削減に貢献する研究開発投資
- 2) 技術的に削減効果が高く、直接的に国内の排出削減に資する設備投資等
- 3) 全国規模で需要があり、高い削減効果が長期に及ぶ主要物品の導入初期の国内需要対策

GX経済移行債は、後述する化石燃料負担金や、特定事業者負担金が償還の原資となり、2050 年までに償還される予定である。このように、二酸化炭素を排出することが想定されている事業者から徴収される資金を脱炭素化のための事業に対する支援のために供されることにより、経済が、脱炭素化へ移行していくことを志向する仕組みとなっている。



2. 化石燃料採取者等に対する化石燃料賦課金の納付義務

化石燃料賦課金とは、化石燃料採取者等から、その GHG 排出量に応じて賦課金を徴収するという制度である。ロードマップによれば、化石燃料賦課金や後述する特定事業者負担金は、支援措置等と合わせて事業者に対し GX への取組に対するインセンティブを向上させる狙いがあるとされている。以下、化石燃料賦課金の概要を説明する。

(1) 「化石燃料採取者等」の範囲＝「原油等を採取し、又は保税区域から引き取る者」

GX 経済移行債の償還原資となる化石燃料賦課金が課される対象は GX 推進法上の化石燃料採取者であり、原油等を探取し、又は保税区域から引き取る者をいう(法第 11 条第 1 項・第 2 項、第 2 条第 4 項)。

(2) 化石燃料賦課金の金額(取り扱う原油等の量に所定の係数を乗じて計算)

各年度において化石燃料採取者等に課される化石燃料賦課金の金額は、以下の計算式で計算される(法第 11 条第 1 項)。

化石燃料賦課金の金額＝(化石燃料採取者等が取り扱う⁷原油等に係る二酸化炭素の排出量)×(化石燃料採取者等が 1 トンあたりについて負担すべき額(以下「化石燃料賦課金単価」(※)という。))

なお、上記(※)の化石燃料賦課金単価については、①中長期的なエネルギーに係る負担の抑制の必要性及び②GX 経済移行債が 2050 年度までに償還予定とされていることの趣旨を勘案して政令で定めることとされている(法第 12 条第 1 項・第 8 条第 1 項)。

(3) 適用年度と実務上の留意点

化石燃料賦課金の徴収は令和 10 年度(2028 年度)から実施される(法第 11 条第 1 項)。化石燃料採取者等や、化石燃料採取者と取引があり、取引条件について化石燃料賦課金相当分の転嫁等の影響が生じることが予想される事業者は、政令で具体的に定められる各年度の化石燃料賦課金単価の水準について注目が必要となる⁸。また、化石燃料賦課金の徴収の実施に関する事項その他化石燃料賦課金に関して必要な事項は別途法律で定めることとされている(法第 14 条)。

なお、ロードマップによれば、「当初低い負担で導入した上で、徐々に引き上げていくこととし、その方針を予め示すことで、民間企業による GX 投資の前倒しを促進する。」とされている。これは、事業者に対し GX に取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていくという方針であり、上記のとおり支援措置と合わせて GX に対するインセンティブを付与する仕組みとするためと説明されている。

3. 特定事業者に対する特定事業者負担金の納付義務

特定事業者負担金は、一種の排出量取引制度である。ロードマップによれば、EU において既に実施されている制度と同様の「有償オークション」、すなわち二酸化炭素排出量に応じて一定の負担金を支払う制度を導入

⁷ 法令上の文言としては、採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等。

⁸ 法律上は最大で 2022 年度の石油石炭税の税收水準額及び再エネ特措法上の 2032 年度の納付金(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 40 条第 1 項)の水準を維持するだけの金額を化石燃料賦課金として化石燃料採取者等に課することが許容されている(法第 12 条第 1 号)。これは、GX 経済移行債を原資として GX が進んだ結果、①仮に石油石炭税の税收それ自体が減少したとしても化石燃料採取者等に対する経済的負担が減少するものではないこと、②仮に再エネ導入・促進のための社会的コスト(具体的には再エネ導入に由来する系統の維持設置費用・FIP/FIT の調達価格・供給促進交付金)が低下したとしても、2032 年度のコスト水準を維持するよう、その差額分について化石燃料採取者等に負担するよう要求する可能性があることを意味しており、着目すべき点のように思われる。

入するものである。以下、特定事業者負担金の概要を説明する。

(1) 「特定事業者」の範囲＝電気事業法上の「発電事業者」のうち、二酸化炭素排出量の多い者

GX 経済移行債の償還原資となる特定事業者負担金が課される対象は GX 推進法上の特定事業者であり、具体的には、電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号における「発電事業者」であり、その発電事業に係る二酸化炭素の排出量が多い者として政令で定める者をいう(法第 2 条第 5 項)⁹。

(2) 特定事業者に対する二酸化炭素排出枠の割当て(有償割当分に対する負担金を賦課)

政府は、特定事業者に対し令和 15 年度(2033 年度)から二酸化炭素の排出量に相当する枠(以下「特定事業者排出枠」という。)を有償又は無償で割り当てることとされている¹⁰。そして、以下の計算式で算出される金額が、各特定事業者に対して特定事業者負担金として課せられることとされている(法第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項)。なお、制度設計上、特定事業者排出枠を超過する二酸化炭素を排出した特定事業者に対しては、超過量について、特定事業者負担金単価以上の水準のペナルティが課せられることも予想される。

特定事業者負担金の金額＝(有償で割り当てられた特定事業者排出枠の量)×(二酸化炭素の排出量 1 トン当たりについて負担すべき額として入札により決定される額(以下「特定事業者負担金単価」(※)という。))

(3) 入札による特定事業者負担金単価の決定

(2)の(※)で記載した特定事業者負担金単価の割当先及び負担金の単価については入札で決定することとされている(法第 17 条第 1 項)。入札の実施に関する事項に関する事項については別途法律で定めることとされている(法第 19 条第 1 項)。

(4) GX-ETS と特定事業者排出枠の関係性

GX リーグにおいては、自主的な排出量取引制度(以下「GX-ETS」という。)が用意されており、GX-ETS の準備も進んでいる。EU における排出量取引制度と比べて、GX-ETS は参加企業の義務等が明確でないとの声もあるが、上記特定事業者排出枠は、GX-ETS の規制効果を高めるものとして期待される。

V. むすび

以上で述べた各制度について、①特定事業者排出枠並びに②化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度を実施する方法については、別途法律で定められると述べたが、これについては 2 年以内に必要な法制度上の措置を講じることとされている(附則第 11 条第 2 項)。

また、上記に限らず、GX 投資等の実施状況・CO₂ の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の

⁹ ロードマップによれば、「再エネ等の代替手段がある発電部門を対象とし、排出量の多い発電事業者」を対象とする、とされている。

¹⁰ ロードマップによれば、排出量の見通しや発電効率(ベンチマーク)等を基礎に、企業のGXの移行状況等を踏まえ、まずは排出枠を無償交付し、段階的に減少(有償比率を上昇)させることとされている。

在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずることとされている(附則第 11 条第 1 項)。GX は、それ自体は GHG の削減が目標であるが、それだけではなく、ロードマップ上は日本の今後の産業競争力強化・経済成長戦略の一環としても位置付けられており、今後官民一体での投資や産業促進が進展し、各事業者としても事業機会が創生されることが予想される。

GX や脱炭素は、2023年4月に開催された G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合でも詳細に議論されており、脱炭素対応は待ったなしの状態といえる。各企業としては、GX 推進法による政府サポートを活用しつつ、脱炭素戦略を進める必要があると思われる。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宮川 賢司(kenji.miyagawa@amt-law.com)
弁護士 藤木 崇(takashi.fujiki@amt-law.com)
弁護士 藏野 舞(mai.kurano@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com